

平成 29 年第 1 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 11 号	受理年月日	平 28. 11. 10
件 名	鹿児島市議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求めることについて（2 項， 3 項）		
結 果	平成 29. 3. 21 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	議会運営委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、2 項＝政務活動費の交付を「前払い方式」から「完全後払い方式」へ改めること。3 項＝政務活動費を見直し、廃止もしくは減額すること。以上の点について、要請されたものである。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、2 項については、「議会改革推進研究会において、他都市の状況の資料等も提出される中で議論したが、我が会派としては、陳情文書表にあるような不正の温床になるとは捉えておらず、また、他都市の状況も中核市 47 市全て前払い方式となっており、他都市でも一部を除いて不正は起こっていないといったことを踏まえると、前払い方式のままよいと考えることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、全会一致で不採択とすべきものと決定。</p> <p>3 項については、「我が会派としては、政務活動費を活用して議会ごとに議会報告のチラシを配付するなど市民に活動報告を行っているところであるが、政務活動費の月額金沢市が 16 万円と一番高く、本市を含む 5 市が 15 万円、本市と同規模の船橋市が 8 万円となっている。また、政務活動費の額については、市特別職報酬等審議会の所掌事項になっているが、同審議会についてはここ 10 年あまり開催されていない状況である。私どもとしては、政務活動費の額について見直す部分もあるのではないかと考えており、市長に同審議会の開催を求めているかどうかと考えることから、本件については採択したい。」という意見、「当面現状のままでよいと考えているので、本件については不採択としたい。」という意見、「多くの議員は、政務活動費を活用して議会ごとに議会報告を行っているが、政務活動費の主な使途として我々は議会報告を重視しており、このことは政治に対する不信や、市民がなかなか政治に目を向けてくれないことに対する議員としての役割の一つであり、市民に市政への関心を持ってもらい、市民参画を高めるという観点からもその活動が停滞もしくは後退することがあってはならないと考える。議員が議会で何をやっているのかということをも市民に情報公開せずに市民の関心を高めることはできないと考えており、そういった点で政務活動費は市民に対する情報公開の役割を担っていると考える。また、このことを「議員報酬で」と言われてもとてもできるものではなく、そのようなことを求めると、市議会議員を目指そうと考える若い人たちがいなくなる要因を拡大する要素にしかならな</p>			

いと思料する。以上のようなことを踏まえると、本件については不採択としたい。」という意見、「政務活動費は、議員の資質向上や政策の立案、提案にもつながっていくと考えており、現行のとおりでよいと考えることから、本件については不採択としたい。」という意見、「現行の額の範囲内できちんと活用させていただいており、現行のとおりでよいと考えることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。